

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は11名であります。

欠席の届け出は、4番、根岸英一議員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回川根本町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月1日の日と同様ですので、御了承願います。



◎発言の訂正

○議長（太田侑孝君） 次に、12月1日の定例会初日における鈴木多津枝議員の議案質疑に対する答弁に誤りがありましたので、総務課長よりお詫びと訂正があります。

総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） おはようございます。

12月1日開催の本定例会におきまして、議案第55号、職員給与に関する条例の一部を改正する条例に関する鈴木議員の質疑に対しまして、御質問の趣旨と異なる答弁をいたしましたので、ここで訂正をさせていただき、お詫びを申し上げたいと思います。

御質問の趣旨としましては、今回の改正により職員の給与支給額の状況がどのようになるかといった御質問でありましたけれども、予算の状況の答弁のみという形で御質問のお答えを申し上げておりませんので、改めてお答えをさせていただきます。

今回の職員給与の改定による給与額は、特別職を除く職員151名全体で月額8万7,300円の増額となります。単純平均いたしますと、1人当たり月額578円の増額でございます。また、勤勉手当につきましては、同じく職員全体で474万7,000円。1人当たり、これも単純平均でございますけれども、3万1,400円の増額といったこととなります。

以上でございます。

◇

◎日程第 1 議案第 5 2 号 川根本町人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第 1、議案第52号、川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については原案どおり可決しました。

◇

◎日程第 2 議案第 5 3 号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例
について

○議長（太田侑孝君） 日程第 2、議案第53号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告 3 点、よろしくお願いいたします。

今年度定年退職予定の課長さんが 5 人いらっしゃるということでしたけれども、今回こう

やって課を増やすということになると人員配置といいますか、本当に十分に配置できるのかなあというのが心配になりまして。また、ほかに課長さん以外にも定年となる職員の方もいらっしゃるというふうなこともありましたので、その人数をお聞きいたします。

それから2点目ですけれども、企画課と教育総務課に新たに配置するという政策専門官という方ですけれども、身分とか待遇はどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

3点目です。職員は減っていくわけですが、幹部のポストの方が増えて人件費も増えていくのではないかなと思うんですが、こんな小さな町なのに行政が現場、町民から遠ざかっていくのではないかなという、幹部ポストにつけてしまうと。そういう心配もあります。この点についてどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから鈴木議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、1点目の定年退職を迎える職員の数でございますけれども、本年度につきましては課長級5名と業務職1名の計6名になります。次年度以降、来年につきましては3名の定年退職という予定になっております。

2点目の政策専門官の身分待遇についての御質問でありますけれども、全協でも申し上げましたとおり、人事に関する部分もあり詳細は協議中の部分もまだございます。プロジェクト事業等の特定業務を選任的に取り組むものとして、その業務に関しては主導的立場がとれるような身分処遇のあり方を含めて細部を調整している段階でありますけれども、通常の一般の課の業務、通常業務とは異なり、事務決裁についてはそのプロジェクト業務の決裁のみといった形を考えております。

職員が減ることと幹部ポストに関する御質問でありますけれども、次年度においては今年度末の、先ほども申し上げました課長級5名の定年退職、課の増設等によりまして、通常単純計算をしますと6名の新たな課長職が誕生するわけでありまして、今後の該当するポストへの人事配置等によりまして、人件費についてはいろんな面で増減が当然出てくるといった形を考えております。

また、幹部ポスト級の人件費につきましても、様々な面からそのあり方も検討しまして、今年度中にはまた給与とか職の面でも検討させていただいて、また御報告してまいりたいというふうに考えております。

また、今回組織を見直すことによりまして鈴木議員御心配になりました、現場、町民から遠ざかるといった形のもののことが起きないような形の組織体制であるということを考えておりましての再編でございますので、御心配するような点はならないように十分配慮して取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町民から遠ざからないように細やかに対応できるようにしたいという答弁だったので少し安心といいますか、ぜひそうしてほしいと思うんですけども、役場の組織というのは町民の人が入ってきてわかりやすいかというと、普通の一般の人は自分がどこに行っているのかわからないということがよくあるということを言われます。そういう人たちが、またこの組織の改編で本当に知らない名前になってしまって、窓口が。どこ行ったらいのかわからないということがなお増えるのではないかなと思うんですけども、起きるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことに対応する何か対策を考えておられるんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今回の組織改編に伴いましてどのように変わるかといったことも当然町民の方には広報、告知をしてまいりたいと思いますし、税務住民課という形の課を設けるということの狙いも、多くの部分がその課でワンストップで対応できるといったことの対応も検討していきたいと。その考えのものと組織改編でもありますので、まずは広報に努め、また4月以降についてはわかりやすい対応に努めるといったような形で考えていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第56号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第56号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をさせていただきました。正直言ってよくわかっていないというのが私の頭の中の状態なんですけれども、とりあえず通告をさせていただきました。それで、少しちぐはぐな、とんちんかんな質問になるのかも、そういう場所もあるのかもしれませんが、専門に勉強された課長さんに直していただければありがたいなと思いをながらさせていただきます。

1点目は、第19条、43条、48条、50条は延滞金の計算期間の見直しということで、延滞金の額が軽減されて納税者の負担軽減になるという説明が文章にありました。何がどうなって、どこが軽減になるのかということがやっぱりわからないんですけれども、法人町民税、個人の町民税の所得割において具体的な事例を示して説明をしていただければありがたいと思うんですけれども。また、当町でも該当する事例があれば改正前と改正後の延滞金額を、どうなるかということをお教えください。

それから2点目ですけれども、新設となる附則第6条で、スイッチOTC薬購入による所得控除の期間を平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間の購入費に対してというふうになっているんですけれども、期間を限定した特例の法というか改正なのかどうか確認をさせてください。この期間に、そしてまとめた金額を1回で申告するのか、それとも毎年毎年、年度ごとに申告するのかということも教えてください。

それから3点目ですけれども、新設となる附則第20条の2の特例適用利子等及び特例適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例は100分の3の町民税の所得割を課すなどと書かれてあったんですけれども、100分の3だけで、これだけの規定ではないと思うんですけれども、私がぱっと見たところで気がついたといえますか、100分の3の所得割になるのかなと、ここも間違っているんじゃないかと思うんですけれども、あとの文章がわからないので当町において該当になるような事例があるのかどうか。もしあれば町として増収になるのかどうか、その点について教えてください。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 鈴木議員の、延滞金の計算期間の見直しについて具体的な事例を示しての説明を求める。またそのような該当する事例があるのか、あった場合の改正前後の延滞金の差はどのようになるのかの御質問からお答えいたします。

まず、この改正によって延滞金の計算期間の部分が見直されて、それがどのように軽減につながるかを簡単に申しわけないですが説明させていただきます。

ある個人、またある法人が確定申告をしたことで所得総額が確定し、町民税の税額も決定していきます。その後一旦申告したけれども間違いがあった等で納付すべき税額を減少させ

る更正があったとします。しかしさらに、また後になって再度増額の修正申告が提出された
とします。そうしましたら、確定申告がなされて、減少の更正がなされて、また増額という、
ここの最初の確定申告と減少のここの間の延滞金が今まで課されていたんですけれども、こ
の改正によって一定期間その部分を控除いたします。延滞金をいただきませんというふう
な改正になるものですので、その部分が納税者の方にとっては軽減が負担されるという改
正につながるものであります。

実際にこのような事例があるのか、またあったのかということですが、まず前年度
の個人町民税の確定申告からは該当する事例はありませんでした。ただ、法人町民税におき
ましては、当初の確定申告から減額更正が提出された後に増額の修正申告がなされた事例が
1件だけありました。詳細は個人の特定につながる心配もありますので、大ざっぱな説明で
申しわけありませんけれども、不足となった額が3,000円弱でした。延滞金計算期間の基準
割合となる率と、日数を乗じて算出していった延滞金は結果的に100円に満たなかったです。
そうしますと1,000円未満切り捨てとなりますので、実際にはこの法人に対する延滞金は賦
課されないケースというケースが1件ありました。

この実例と更正や修正申告があった時期と延滞金の計算期間も全く同じ条件で、例えば5
万円の不足額が生じたと仮定しますと、この場合で計算していきますと1,800円の延滞金
が発生します。また、不足額が10万円であった場合には3,600円の延滞金が発生しますが
も、この改正によってその部分の、例えですけれども、1,800円とか3,600円の課される延
滞金が控除されますよというふうな流れになるものであります。

ただ、延滞金は不足額の大きさとか時期の率によったり日数によって個々に全く変わっ
ていきますので、今お示ししたものは本当の例としてとらえていただければと思います。

2番目の御質問ですが、スイッチO T C薬購入による所得控除の期間が、平成29年から平
成33年の12月までの5年間定められておりますけれども、これは5年間ひっくるめではなく
て5年間という期間限定の特例であります。申告するのは今までの医療費の控除と同じよう
に、1年分をまとめてその年ごとに申告をしていくものでありますけれども、従来の医療費
控除と同時に適用を受けることはできませんので、どちらかの選択制になるものであります。

3番目の御質問ですが、今回の新規規定となりました、特例適用利子等及び特例適
用配当等にかかる個人住民税の課税の特例の創設であります。これは台湾と日本の間の民間
租税取り決めから町税条例にも規定するものなんですけれども、個人住民税におきましては
源泉徴収等を通じた課税ができなくなるので、申告等に基づく分離課税を行うというもので、
この適用利子適用配当等につきましては、100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当す
る個人の町民税の所得割を課するというふうなものであります。

当町に事例があるのか、あった場合には町にとって増収となるのかの御質問ですが、
確認いたしました台湾との間での事例は現時点では当該事例はございませんでした。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） どうも本当に今回はすごくわかりやすくてありがとうございました。

再質問というのは、2番目のスイッチO T Cについてなんですけれども、何かこう聞いていたときには今まで所得控除に申告できなかった薬ができるようになって負担軽減になるなとかと思ったりしたんですけれども、やっぱりよくよく考えると以前から私が言っていた受診抑制といいますかそういうことにつながりかねないのではないかという心配もあります。

お医者さんの処方もなしで自分で薬を自由を買ってそれを申告できるという、所得控除例ができるのかなと思うんですけれども、そういう控除のハードルを下げるということで、今までは10万円を超す部分についての控除の申告だったわけなんですけれども、こういう控除を受けるハードルを下げるということの国の狙いをいろいろ調べてみたんですけれども、やっぱり受診抑制、医療費がかさんで大変だということで、なるべく簡単にお医者さんに行かないで自分で治せるもの判断できるものはやりなさいよということにつながっていくんじゃないか、それが判断によっては病院に行かなくて自己流で治そうとすることで取り返しのつかない重症化していくんじゃないかということもあるということを感じたんですけれども、うちの町は小さい町で本当にきめ細かい指導がされているという状況もありますけれども、こういう制度が、5年間という期間限定であっても、そういう影響が出ないようなことを担当として考えているのかどうか、指導、注意とかを考えているのかどうかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 厚労省のこれからの推し進める方向性とかそういう施策もあるのかもしれないので、そこはまた生活健康課長と、その方向性をもし把握されていたらフォローいただきたいと思いますけれども、まずこのスイッチO T C薬も医療費控除の対象といたしますというふうになりましたのは、国がセルフメディケーションの推進をうたっております。これはやはり自分自身の健康に責任をもって軽度な体の不調は自分で手当するというふうにWHOにおきましては定義されております。

この特例の医療費控除を選択する場合には特定健康診査や予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などの医師の関与する一定の取り組みを必ず年に1回はやった方がこの適用を受けることができますので、そこにしっかりと医師が関与されておりますので、重篤な予防とか疾病の予防のほうにもつながっていくものかと思っております。

ここで医療費控除が今まで10万円を超えないと医療費控除の適用になれなかったものが、1万2,000円を超える部分、最大8万8,000円について医療費控除の対象となっていくしますので、今まで家内中集めても10万円に足りないというようなこともある方もあったと思うんですけれども、そういう適用のハードルが低く設定されるということで従来の医療費控除の対象から外れてしまっていた方も税の公平性を確保するという一方で、税の立場からは納税者の方にとってメリットのあるものかなというふうにとらえております。

ちょっとうまく言えなくて申しわけありません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 税務課の課長さんに聞く問題ではなかったと思うんですけれども、もともと本当にベテランの保健師さんだからという頭があつて、ついお聞きしてしまいましたけれども、このスイッチOTC薬というのが、対象になる薬がまだきちんと明らかにされていないんじゃないかな。されているんですかね、風邪薬とか、例えばお腹がちょっと痛いからとかそういうことでもお医者さんの処方なしで、薬局で買ったり、置き薬を買ったり、置き薬も対象になっているということだったんですけれども、これはもしかしたら生活健康課のほうに聞いたほうがいいのかもかもしれないんですけれども、そういうことで自分で自己判断を自分で薬を飲んで治ったような気になっているということが、もしかしたら重大な病気をもっていることが原因でそういう症状が出るかもしれないということを見落とししたり、発見が遅れてしまうということになりかねないんじゃないかということは、多分伊藤課長も内心思っているんじゃないかと思うんです。

それで、そういうふうにならないように、私はこの小さい町ですので例えば広報とか、自己判断は危険ですよとか、何かこういうふうになったけれども、やっぱり私たちは具合が悪いときは早め早めにお医者さんにかかりましょうということを、私は自分がやっていなくて言うのは本当につらいんですけれども、やっぱりそういう指導は行政としてはやっていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、その点について担当のほうからお答えいただきたいんですけれども。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） スイッチOTC薬のことについては、私のほうも少しわかりませんので、そこところは答弁できませんけれども、町民の健康管理というようなところで御答弁をさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃったように、国の施策としてこの社会保障費、何十兆とかかっているお金でございます、それを削減をしていこうという流れで厚労省、国のほうは進めているというふうに私も思っております。そんな中でやはり健康でいるのが一番でございますので、そのために生活健康課としましては今まで行っております各種の検診でありますとか、予防接種の助成、そういうものを総合的に進めまして町民の健康を守っていくというのはこれからも引き続き行っていかなければいけないというふうに思っております。

それについては年度当初それぞれどんな検診を受けますか、予防接種を受けますかというような調査を行っておりますけれども、それについてもこれから広報に努めて受診率、接種率等の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第57号 川根本町保育所条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず1点目ですけれども、1日の全協で配付された資料によると、書かれていたのは平成17年4月1日から休園と決めた理由として、少子化の影響により当町の出生数の減少に伴い地名保育園児童等の減少が著しいためと書かれていました。その当時の地名保育園の園児数の推移及び地名の若者定住促進住宅建設後の地名地区の未就学児童数の推移を教えてください。

2点目ですけれども、当時旧中川根町に4園あった公立保育園を1園化する方針が合併前に出されて、藤川保育園と瀬平保育園が廃止されました。でもそのとき地名保育園は廃止ではなく休園ということで、また藤川保育園は子育て支援センターに生まれ変わるといいますか運用を変えたということですのでけれども、地名保育園を廃止でもなく、当時はほとんどずっと何年間か使わなかったと思うんですけれども、休園中にずっとしてきた理由は何なのかをお聞きします。

それから3点目ですけれども、三ツ星保育園の定員は現在70名となっているわけですが、1園化当時からこれまでの徳山保育園も含む当町の全保育園のそれぞれの定員数を、園児の数の減少によって変えたことが何度かあったと思うんですけれども、その変更の推移を求めます。

それから4点目ですけれども、川根本町の児童人口の推移から見て現在は保育所としての再開は難しいということで、地名地区には若者定住促進住宅があるので、子育て支援施設として担当課ではいろいろ考えられて改修工事を行うという結論に達し、それから国、委員会の諮問もあってそういう取り組みをすることになったわけですが、そのための国、県の補助をもらうには保育所を廃止しなければならないという説明がありました。そういう決まりが本当にあるのかどうか、そしてどれだけの補助がつくのか、どういう決まりがあるという根拠と補助の見込みなどを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の地名保育園休園当時の地名保育園の園児数の推移、それから地名の若者定住促進住宅の建設後の未就学児童数の推移ということになりますので、ちょっとこれからは数字の羅列になりますが、お願いします。

最初に年度、それから地名地区の未就学児童数、それから地名保育園に通っていたお子さんの数を続けて申し上げます。

平成12年度、17人中11名。平成13年度、20人中15名。平成14年度、22人中16名。平成15年度、19人中15名。平成16年度、12人中9名。休園当時、平成17年になりますが、17年は8名ということになって、うち保育園に通っていらっしゃるお子さんは6名でございました。その後若者定住住宅の建設がございまして、実際にはこの若住のほうは平成17年から20年、4年間かけて作っていたということですが、平成18年度がこの時点では地名保育園休園をしておりますので、児童数のみのお答えになりますが、平成18年度9名、平成19年度13名、平成20年度17名、平成21年度21名、平成22年度30名、平成23年度32名、平成24年度35名、平成25年度41名、平成26年度32名、平成27年度38名、平成28年度は39名というふうになっております。

続きまして、2つ目の御質問でございます。休園当時地名保育園を廃止でなく休園とした理由でございますが、当時の記録を読ませていただきますと地名保育園は新しい施設であったがために廃止やほかへの転用ということになりますと、国への補助金の返還が生じたということでとりあえず休園というふうな形をとったというふうな記録が残っております。当然当時若住の建設というお話もあったと思いますので、その辺も加味しての決断かと思えます。

3つ目、休園当時の徳山保育園も含む当町の全保育園のそれぞれの定員数と各園児数でご

ざいますが、これも細かく言っていくと大変長くなるものですから、園児数のみお答えします。もし各園ごとという資料がということでありましたら、またあとで提供させていただきたいと思います。

町全体の数字になります。平成17年度173名、平成18年度162名、平成19年度143名、平成20年度123名、平成21年度124名、平成22年度117名、平成23年度118名、平成24年度108名、平成25年度117名、平成26年度116名、平成27年度128名、平成28年度122名というふうになってございます。

4つ目の御質問でございます。子育て支援施設改修工事を行うために国、県の補助金をいただくには保育園を廃止しなければならないという説明があったが、そういう決まりがあるのかといったような御質問でございます。全協でもお話をさせていただきましたけれども、今回の施設の改修につきましては間仕切り等を変えるということで、全面的な改修になります。つまりは施設としての用途が変わるということでございます。

事前に県のほうに確認をしたところ、改修をするためには保育所の財産処分申請を提出する必要があるということと、それからこれも全協でも申し上げましたけれども、4月の国のほうの補助金の事前協議において改修工事の設計図が必要になるということです。そのためにはこのタイミングでの条例改正をお願いをさせていただきました。

以上です。

(「金額については」の声あり)

○福祉課長（海老名重徳君） 申しわけありません。金額につきましては、後ほど補正予算のところでもあったものですから、そちらのほうでお答えをしようと思ったのですが、国ほうの補助率は2分の1でございます。今回は1,200万円ほどを見込んでございます。すみませんでした。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に細かいところを調べていただいてありがたいです。本来だったら保育所運営委員会でもっともっとこういう細かく話し合わなければいけなかったんだろう、そして地元の人たちの御意見も確認しなければいけなかったんだろうと思いますけれども、地元の方々も委員が来ておられたので、その方々が代弁をしていらっしゃるのかなということになってしまったんですけれども、確認としてはこういうことについて地名地区の住民へのアンケートを行ったのかどうか。そしてもし行ったとしたら結果はどうだったのか。廃止するということですね。利活用については保育所運営委員会にもこういう希望があるよというのが御意見聞いたのが出されたんですけれども、廃止そのものについてどう思いますかということをやったのかどうかお聞きします。

それから、先ほどの御答弁の中で休園と決めていた理由について、新しい施設だったので廃止や他の利用に転換をすると国への補助返還が生じるというお答えだったんですけれども、

藤川の保育園は地名の保育園より新しかったんです、建設が。でも子育て支援センターに変えました。そのときに国からの返還とかという話はなかったような気がするんです。それはその時点で条例改正をしたということなのか、ちょっと記憶にないんですけども、全国には保育所、保育室、保育園の中に子育て支援センターを設けている、併設してやっている、静岡県は認めていないのか、県が認めることなのかどうかわからないんですけども、たくさんあるんです。そういうことについても話をしたこともあるんですけども、本当に子育て支援センターと保育所が併設できないのかどうか、その点について確認させてください。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） まず1点目の御質問でございますが、地名地区の方を対象に廃園についてのアンケートをとったかという御質問ですが、廃園についての質問というのは特にしてございません。あくまでも子育て支援制度のもとにこの地名保育園の利活用について、もしくは町内に住むお子様をもつ親御さんとして、どういったものがこれからこの町に欲しいのかというようなアンケートはさせていただいてございますが、それに特化したものは実施してございません。

それから先ほどの費用の件でございますが、古い書類なのであれなんですけれども、藤川のとときにはやはり財産処分をして、転用をして、子育て支援施設として活用するということで承認を得ていると思います。

結局当時の補助金の返還の期間というのが、ごめんなさい詳しくは今ちょっと申し上げられないんですけども、現状のものと若干変わっているようで、当時は返還期間が長かったようなんですが、今は返還については10年を経過していれば返還をしなくてもいいようなことになっているようなものですから、それで今回はそういったこともないというようなことで考えております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

担当の方々が運営委員会や子ども・子育て協議会などの御意見を受けて一生懸命新たな転用を少しでも役に立つようにということで考えてくださっているということは本当によくわかるんですけども、でも根本的な問題で私は反対討論をさせていただきたいと思います。

地名保育園を休園とした理由というのが、先ほど課長の答弁にありましたけれども、決して地名保育園だけを見て児童の減少が著しいということではなかったと、私は思うのです。それで現に若者定住住宅が、3年建設にかかったということですけども、見込めば行政と

してそういう簡単な見込みはできるわけで、地名保育園があれば園児はどんどん増えていくということは見込まれたわけですので、町全体の子供は確かに減っていたかもしれませんが、地名保育園の児童の減少が著しいためとの理由は間違っていると私は思います。そして地名には若者定住促進住宅を建設して子供が増えることで、保育所は必要不可欠だったのに強引なその当時1園化というのが出されて、それに固執し続けていました。以来、地名地区からは再開の要望が繰り返されたわけですが、また移動知事室で川勝平太知事がお見えになったときも「地名というところに若者住宅がありながら保育園休園はないでしょう。開けておあげなさい。」というふうな、ちょっとニュアンスは違うかもしれませんが、喜ばれますよというふうな言葉がありました。

そういう、行政はいわば矛盾しているというか、本当に子育ての大変さが何なのかというのがわからない政策を施策を進めていたんだとしか言いようがないと思います。そしてそれ以来地名地区では再開を求める声がますます高まって、横にいらっしゃる中澤議員など議員になってからも何度も追及をして住民の先頭に立って代弁されてきましたけれども、今回保育所運営委員会で中澤議員も含めて廃止に賛成されたのは、このまま何もしないでいけば建物も傷んでいずれは取り壊さざるを得なくなってしまう。それよりは、せめて子育て支援センターとして本格的に、具体的に改修や活用が進むんだったら廃止もやむを得ないとする地名地区の方々の声、なんとか活用してほしいという悲願を受けての、私は苦渋の選択、決断だったのではないかと想像しています。

現に地名地区では子供が増え、若住も建設から10年を経て退去年齢に近づいた人たちが増えてきて、最近空き家が増えている状況です。そして現在も三ツ星保育園には、先日の説明では、15世帯17人もの子供さんたちが通っていて、三ツ星保育園の状況を見ますと定員ぎりぎりいっぱい過密状態になっています。特に子供が生まれても働き続けなければならない状況が高まった昨今は、乳児の入所希望が増え、昔のように3歳以上の子供しか預けられなかったときの定員数のままでは建物の中はぎゅうぎゅう詰めの状態になるだろうと想像します。例えば外へ出られない雨の日などは、決して良好な環境ではないと言えるのではないのでしょうか。当町のように細長く集落が分散している町では、安心して預けられる保育所が近くにあることほど大きな子育て支援になるはずですよ。

先日視察しました隠岐郡隠岐の島町は、人口が1万4,500人で保育所が10カ所もあるそうです。そして人口が2,300人の海士町では、町の面積も狭くてまとまっているためだと思うんですが、定数80人の私立幼稚園が1園だけでしたが、この海士町のほうでは一時保育や土曜延長保育はもちろん、看護師をおいての病後児預かり保育、そして子育て支援センターや放課後学童クラブも併設しているということで、高齢者や農家、商店の皆さんとの地域交流事業も盛んに取り組んでいるというふうに、これはネットで見ただけですが、そのほかにも手厚い子育て支援策、出生祝い金などもあるんですが、そういうことで子供が増え続けて増築も検討しなければならないという説明もありました。

当町の最大の課題は、町の魅力を高めて産業振興による雇用の拡大で若者を呼び込み、定住を広げて人口が増えるまちづくりを、人口減少に歯止めをかけるまちづくりをいかに進めるかということもあると思います。そのための若者定住促進住宅の建設だったはずですが、そこで最大の支援策である保育所廃止ではなく、1日も早く再開に向けた改修をして、支援センターや地域交流を進める拠点とするべきで、ここにかかるお金は私は川根高校存続のために奥流、川根留学生を迎えるために町が大きなお金を使っていますけれども、それと匹敵するくらい重要なことだと私は考えます。

地名地区では、赤れんがの発電所を解体したという取り返しのつかない間違いをしました。今回の保育所廃止も、建物は残るとしても一度廃止した保育園を再開することはほぼ不可能なことです。町の発展にもかかわる大きな間違いを再び地名地区の区民に押しつける行政の姿勢は到底理解することができません。子育て支援にも消極的としか言いようのないこのことについて、私たちは今、町の施策にブレーキをかけることができるのは、それを踏みとどまらせることができるのは、私たち議会に与えられているチャンスであると思います。

ぜひ、このことを指摘して、間違いを犯さない、地名保育園の再開を目指していただくためにも、地名保育園廃止については反対ということを明らかにして討論を終わります。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

今回の保育所条例の一部改正は、休園中の地名保育園を新たに子ども・子育て支援拠点施設として改修するため必要な改正であり、地名保育園を保育所から外すという内容であります。地名保育園を保育所から外さなければならない理由として、今回の改修により保育所としての機能が失われるということ、それと補助金適正化法第22条等により、補助金を受けて建設した施設の用途を変更する場合、旧施設の廃止をした証明が必要となる。このことから今回の条例の改正は必要不可欠なものと判断いたします。

さらに、つけ加えるのならば、休園中の地名保育園の利活用については町長の諮問に対し保育所運営委員会から休園中である保育所、地名保育園の有効活用についてという答申が出ております。川根本町の児童の人口の推移を踏まえて、現在は保育園としての再開は難しいと考えます。しかし、地名地区では若者定住住宅があり、子育てしやすい環境をつくるために平成27年4月から実施される子ども・子育て支援新制度に積極的に取り組む上で、子育て支援施設等の整備が重要であるという答申が出されています。

また、川根本町保健福祉サービス推進協議会児童部会や、子ども・子育て会議においても休園中の地名保育園を子ども・子育て支援施設として改修することが望ましい旨の意見も出ております。

止まった時計の針が、今動き始めます。10年以上の休園のままであった地名保育園が子ども・子育て支援施設として子育て中の母親の交流の場、地域の高齢者と子供たちのふれあいの場となり、地名保育園が地域に活力と元気をもたらしてくれる施設として再生されることを期待し、最後に地名保育園の改修に当たっては地元住民との話し合いの場を積極的に持ち、地元住民の意向が反映されるものになることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第58号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第58号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

これは通告がないのでちょっと議長も疑問に思ったかもしれません。すみません。

確認したい点が1件あります。今回の改正ですが、地方税法、先ほど町税条例の改正でいろいろ説明をいただいたスイッチOTC薬の所得控除の拡大について、国保税条例のほうでは入っていないんですけれども、これは国保税の課税所得には関係がないんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 国保税の税額を決定していく中では、医療費のこれは直接は関与していかないものと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私もそう思ったんです。なぜなら国保税の課税算定所得というんですか。所得割のところは、確定した所得税をもとに国保税を計算していくから、もうそこ

で国保のほうで計算するときには、もしスイッチＯＴＣ薬で控除されていれば控除された後の金額の所得税割を計算するんだらうというふうに思ったんですけども、ちょっとある人から国保のほうでも改正があるんじゃないのというふうに言われたものですから、ちょっとお聞きしたんですけども、多分それでいいのかなと思って確認させていただきました。

ありがとうございます。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います、討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

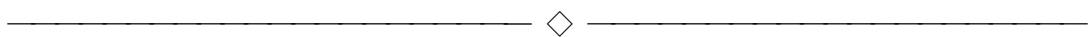
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第59号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を
改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第59号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時ここで休憩といたします。10時10分再開いたしますのでお願いします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（太田侑孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— ◇ —————

◎日程第7 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点ですけれども、入浴料がこの施設は1人150円ということで本当に安価な料金になっています。それにもかかわらず入浴者数が1日平均20人足らずということで、場所もそんなに不便なところではないし、どうしてなのかなというのが非常に気になるわけですけれども、ここに800万円余の管理委託費をかけるということについて、費用対効果をどのように考えて判断していращやるのかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは御質問にお答えします。

まず、御承知のとおり当該施設の目的が「町民相互の交流促進と心身の健康増進、介護予

防及び生きがい活動を支援する」ことを目的とした施設でございます。したがって、創造と生きがいという施設名称ではございますけれども入浴だけを目的とした施設ではないというふうに考えてございます。

費用対効果ということで御質問でございますが、全協でもお話させていただきましたが、今年度直営で実施をしておりますが今年度の場合1,000万円を超える費用が見込まれるのに対し、指定管理にすることにより約200万円の削減ができるというふうに考えてございます。

過去3年間の利用状況につきましては、平成25年度が3,112名、3月がお休みでした。平成26年度が3,210名、このときは4月、5月がお休みでございました。27年度になりまして、5,404名の方に御利用をいただいております。

こちらにつきましては、介護予防ということでございまして平成27年度から地域包括支援センターのほうでケアラズカフェというのを実施をしております。これは例えば認知症の方を介護してらっしゃる方がなかなかお風呂にゆっくりつかってられない、目を離せない高齢者が自宅にいるとゆっくりお風呂にもつかれないというような方がいらっしゃって、そういった方がじゃあそのお年寄りと一緒に来ていただいて、ボランティアさんが高齢者を見てるから、あなたゆっくりお風呂に入ってきたさいよみたいな活動もしております。そういったことも含めて結局27年度は利用者も2,000人ほど増加をしております。こういった施設を利用することによって結果として、皆さん御承知のとおりお達者度も男性が1位、女性が3位というような形になっているかなと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） とてもいいことだと思うんです、そういう取り組みというのは。

ところが本川根のほうはそういう高齢者を大切にというか、健康を維持していく取り組みを一生懸命やっていたわけですがけれども、旧中川根のほうでは温泉スタンド、梅島下のあれはもうふたをして垂れ流しをしたままにしている。そういうことで少しはどれくらいの方がくみに見えるのかはわかりませんが、あの温泉出たときに、確かに量も少なかったし温度も低い。でも成分はすごくいい成分だよと温泉審議会に言われて、お年寄りの多い町だから、ぜひ観光ということではなくて、町のお年寄りの人たちが使って疲れを癒せば、腰が痛いとかそういう人たちの癒しになるよというふうに言われて、私は何度も小さいのでいいから、簡単なものでいいから入浴施設をつくってほしいと頼んだんですけれども、全く聞き入れられなくて今では温泉スタンドは温泉とも言わないのか、温泉の施設管理の中にも入っていない状況になっています。

これは議案外なんですけれども、ぜひ今度梅島下のところで道路の取り組み、活用があると思うんですけれども、そういう中でも地元からも声が何かに使う、それこそ先ほどの保育園ではないですけれども使ってほしいという要望が強く上がっていきながらなかなか手をつけない、もったいない資産だと、財産だと思うんですけれども、それについて町長にお答えい

ただければありがたいです。

○議長（太田侑孝君） 鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この創造と生きがいの湯は、旧の本川根当時に10分の10の補助金をいただいて対応したのは、ときの町長は鈴木敏夫です。これ以外のことは大きな施設をつくらなかったということがあるものですから、唯一建物としてはこれを私の就任した直後に対応したという経緯があります。これは今課長のほうからも話がありましたように、いわゆる福祉の関係を充実し、観光の施設ではありませんよというような制約の中で対応したということがございます。

今言われたように安いではないかというような単価のことについて、入浴料についてありましたけれども、これは安くて大勢の人に来ていただく、そこが交流の場になったり開設当時は木工をやっていただくような施設もあったということで大変多くの皆さんがお見えになって、ほこりになればお風呂へ入って帰られるというように、非常に県下でも珍しい施設であったというふうに記憶をしております。それが時代の趨勢とともにいろいろ変化して今のようになったということです。大変維持管理もかかるということも承知しておりますけれども、今言われたように旧中川根の皆さんも今後そういう施設を使っていただくというようなことをしてもらうことがまず最初じゃないかなと、当然ながら青部のトンネルが開けばもっともっと利便性もよくなるという中では、当然あるものを有効に使っていくということが大事だというふうに思っております。

それから、今言われた梅島下の関係、これについてはこれまでの経緯もあると思いますけれども、詳細は承知しておりません。その中で課と検討しながら対応していく。当然地元の皆さんの意向等も反映をするような形で対応をしていくということが必要かなというふうに感じております。

いずれにしても、ここは採算度外視になっております福祉の施設であったという経緯があるものですから、なかなか観光の皆さんが、あそこを歩いている皆さん入っていただければいいではないかというような意見も以前もありましたけれども、実際はそのような補助金をいただいて対応したということがあるものですから、今現在は福祉の施設であるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

独創的な発想で頑張っているこのリバーラーツリサーチアンドラボ、そういう団体の方々に先日も900人以上を超すトレイルラン競技をこの川根本町で始めて開催したという、本当にやる力がある人たちだなと、関心よりも感動しているんですけども、その方々に継続したいということで、そのことについては本当に異論はありません。一生懸命、9月も議会で現地視察したところ、人も常駐をさせていろいろな工夫をして本当に喜ばれる施設にしようとして一生懸命取り組んでいるということがよくわかりました。

でも、このいただいた27年度の収支決算書を見ますと956万2,786円ということで、大きなというか頑張った収入を得ているわけですけども、人件費が支出のところ330万円ということでこれじゃあ常駐している1人分くらいで、一生懸命お手伝いしている仲間の人たちには本当に生きがいと言えば生きがいでやってくれているんでしょうけれども、ないのかなと気になりました。ほかのそういう人件費を抑えていろいろな経費、例えば備品、消耗品、199万円、トイレトーパー、清掃用具と書かれています。それから、その他税金、手数料などで185万7,887円と書かれています。詳しいことはわかりませんが、あまりにもほかの経費のほうでかかっているのではないかと。それからもう少し町がこういうことに対して、もともとあそこのキャンプ場というのは町の財産なわけですから、町も支援をできる、手を差し伸べる部分があるのではないかと。というふうに思いました。

1番目と2番目の質問がごっちゃになってしまいましたけれども、そういうことであの

方々の運営を把握をしておられるのか。そしてまたどういう支援を考えているのか、考えていることがあればお話をしていただきたいなと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） それではお答えさせていただきます。

御質問の中に、人件費を抑えて他の経費を捻出しているというふうに思われるということでございますけれども、支配人が年間お一人で運営されていることが多く、繁忙期にはアルバイト等で対応している場合がございます。したがって、常時複数のスタッフで対応しておりませんので、このくらいの人件費になっているということで確認をさせていただいております。支配人も月固定給でいただいているようですので、特に繁忙期に増えるとか少ないとかそういった形ではないというふうに聞いております。

御質問にございましたインターネットの開発料55万2,800円の内容はという御質問もございましたので、これにつきましてはホームページのリニューアル及び更新というための委託料でございます。PRの手法につきましては、チラシあるいはホームページを立ち上げを含めまして、個々の事業所の独自性を尊重いたしまして経営努力にゆだねているものと考えておりますが、御相談をいただければ選ばれる観光のまちづくり事業補助金の対象に該当した可能性もございますので、今後このような事業を行う場合は町に御相談をいただきたいというふうに管理者のほうにお伝えを申し上げます。

備品、消耗品で199万円、その他、税金、手数料で186万円かかっているということでございますが、備品につきましては主に、議員の皆様、御視察いただいたときに三角形のテントがございましたけれども、あのテントを4基購入しているものでございます。残りにつきましてはトイレトーパー等衛生関係のものとか、清掃道具などが備品、消耗品の内訳でございます。その他185万円の内訳でございますけれども、初期投資に多少お金を投資しておりますので、その返済金、あるいは減価償却、支払い手数料、法人税等の内訳というふうに聞いております。

町としましては、町の施設でございますので、ハードの部分、必要最低限の施設という意味では管理棟あるいはトイレ、シャワー室、駐車場などを町で行うことが妥当であるのではないかと考えておりますので、今後もその整備を行っていくこととなりますが、その他の管理的な経費は指定管理者の経営努力で実施するものと考えております。

参考までに、町で実施した事業でございますけれども、平成27年度は御視察いただいたごらんとおり、トイレの施設の改修、あるいはごみボックスの整備等環境整備を町で実施いたしました。また、今年度につきましては、今後予定されております事業は管理棟のトイレ改修、内装、建具、手洗い、トイレの洋式化。あと全町内のキャンプ場に事業を実施しているのは無料Wi-Fiスポットの整備ということで、防災も含めて来ていただいた方に町のPRということで新たなサービスを考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第9 議案第62号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって議案第62号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第63号 平成28年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長(太田侑孝君) 日程第10、議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

途中数字が抜けていたりして、10項目まで書いてありますけれども実際は9項目になっていますので、申しわけありません。順々に質問させていただきます。

1点目ですけれども、2-1-5財産管理費、桑野山、桑の実の元森林管理所宿舍の土地購入費で1,123万2,000円について……桑野山は違うんですか、桑の実だけね、について、資産鑑定をしてもらって予算計上したという説明だったんですけれども、建物、土地それぞれ幾らで、土地の坪単価は幾らになるのかお聞きします。そしてこの予算で国と交渉するというふうに町長が言われたんですけれども、本川根小のそばなので建物は放課後学童クラブや教員住宅に利用したいということも以前説明がありましたけれども、そのまま使える状態なのか、建物の状況について伺います。

それから2点目ですけれども、2-1-8の自治会振興費で90万円、梅高地区集会所の駐車場拡幅工事請負費の追加計上ということで、当初183万6,000円計上してありましたので、全額かどうかわかりませんが、あわせると273万6,000円ということで、地区の負担もこの額だと3分の1ということで90万円を超す大きな負担になります。このような地区の集会所施設の整備に地元負担を設け続けているんですけれども、高齢化が進んでいる状況で住民や地区の財政を圧迫し、町の財産でもある施設の維持管理もなかなか厳しくなっていくでしょうし、地域の活力を低下させることになると思うのですが、見直しなど考えていないかどうかお聞きします。

それから3点目ですけれども、2-2-5の情報政策費で、13節委託料の16細節学校用イントラネット構築・設定業務委託料455万8,000円について、何度も説明を聞いているんですけれども、複雑な中身ですし、ぜひもう一度記録に残るように説明をお願いいたします。

それから5と書いてありますけれども、4の間違い。ずっとずれていきますので、すみません。

同目15節の工事請負費1,070万3,000円についても同じように工事の内容について説明をお願いいたします。

それから次が2-4-1戸籍住民基本台帳費の19節コンビニ交付サービス運営負担金25万1,000円について、J-LIS、地方公共団体情報システム機構のコンビニ交付におけるセキュリティ費用の町村の負担金、年間100万円ということですが、その3カ月分という説明を受けましたけれども、利用件数についてはこの場合は全く関係ないようですが、まだこれからだということですが、利用件数をどのように推測しておられるのか、それからコンビニへの支払いはどういうふうになるのかお聞きいたします。

次は3-2-3の子育て支援対策費についてです。13節委託料の細節7南部子育て支援拠点施設設計業務委託料294万9,000円で、具体的に考えている改修内容はどういうことなのか、それからこの金額はどのように算出されたのか、改修への国、県補助は先ほど聞いたんですが、2分の1で1,100万円と言われましたけれども、1,100万円が補助なのか、それとも2,200万円の2分の1の1,100万円なのか、先ほど確認し忘れましたので、その点についてお答えをお願いいたします。

次、7-1-3の観光費、委託料の寸又峡遊歩道落石防止工測量設計業務委託料489万4,000円は6月の補正で工事請負費（安全対策委託料）4,500万円を上げたんですが、これも一昨日課長さんから聞いたんですが、もう一度説明をお願いしたいと思います。そして工事費が先に出て、今になって委託料が出たということなのか、これから工事費がまた4,500万とは全く別で出てくるのか、この点についてお答えをお願いいたします。

次の歳入の14-2-13県営事業市町村負担金軽減交付金の101万8,000円ですが、歳出のどこにも出ていなくて、一般財源化されているようですが町の負担金を軽減する交付金なので、何か負担したところに戻するのが筋ではないかと思って通告をしたんですが、その点についてお聞きいたします。

それから最後ですが、10-1-3の教育諸費で15節工事請負費177万円、中川根職員寮の改修工事費ということで、雨漏り、風呂、トイレなど非常にたくさんの工事で大規模になるのかなというふうに思っていたんですが、金額が出してくるものにおいてはちょっと少ないんじゃないかと思って、確認ができなくて通告を先に出しました。ちょっと課長さんから今朝ほど聞いたんですが、通告を出しましたのでお答えをお願いしたいと思います。そしてこの金額で快適というか差し支えなく、気分悪くならず生活ができる状況にすることができるのか、その点についても確認をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、御質問いただいた点につきまして総務課より順番に御

説明、回答させていただきたいと思います。

まず、通告1番目の桑の実の宿舎に関する御質問でございますけれども、価格の詳細にしましては今後国とも交渉していくという形もございますので、申しわけございません、言葉での公表は差し控えをさせていただきたいなと思います。ただ、考え方としましては近傍な宅地でありますとか周辺売買実例等を参考にして不動産鑑定士に算出を委託したものであります。また、建物に関しましては同様にございますけれども、建築年数でありますとか物件の状況等もあわせ評価鑑定をして算出をしていただいております。

また、今後の利用に関しまして、全協の際にもお話をさせていただいておりますけれども、利用目的、先ほど鈴木議員からも放課後児童クラブとか教員住宅といったお話、全協でその旨説明をさせていただいておりますけれども、利用目的にあわせて建物の状況がそのままあるいは若干の修繕で対応できるという場合も考えられることと思っておりますし、場合によっては取り壊して新たな施設の建設が必要になるといったケースもあろうかというふうに考えております。

2つ目の自治会振興費の考え方、あり方についての御質問でございます。9月議会の際にも同様の地区負担金の補正を出させていただいた折も御説明をさせていただいておりますけれども、集会所施設につきましては合併前のそれぞれの両町の施設の所有者存在の状況が異なっているということから、補助金であるとか直接事業といった形の対応をさせていただいておりますけれども、いずれの場合についても地元負担は3分の1といった形に整理をさせていただいてきた経緯がございます。

しかしながら今後につきましては議員御指摘のとおり何らかの検討をしていく必要性があるのではないかという考えをもっておりまして、具体的な話としましては今後旧本川根地区の所有者が町ではない集会施設等が更新期を迎えて建て替えというような形の必要性が出る場合については、町での建設整備といった方向も検討してまいりたいというふうに考えております。また、同様に地元負担についても何らかの形の検討は進めてまいりたいというふうに考えます。

もう1点、総務課関係、最後のほう通告だと番号9番ですけれども、県営事業市町村負担金軽減交付金の御質問でございます。この交付金は、県営事業にかかわる市町負担金の軽減合理化を図るためといった目的の交付金でございます。広域基幹林道開設事業でありますとか河川海岸環境整備事業、急傾斜地対策事業等の県営事業に対して市町、当然当町の場合は川根本町が負担する負担金に対して県営事業に負担をしている市町の財政力指数でありますとか、標準財政規模等によって交付額が算定して交付をされるといったものでございます。当初から交付が見込めているといったものではないということで今回補正をさせていただきましたけれども、他の補助金のように、鈴木議員おっしゃったように個別の交付金であればそこに戻すといった形になるわけですけれども、県の県営工事に対する市町負担金に対する軽減といった形になりますので県財政の考え方としまして、市町においては一般財源とい

った形の扱いというふうに処理をするといった形になっております。考え方としましては、今回は6－2－5の林道費であるとか8－3－1の河川総務費の中の一般財源の中に当て込んでいたというふうに御理解いただければと思います。

総務課関係は以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは3番目の質問、2－2－5情報政策費委託料、学校用イントラネット構築・設定業務委託料について御説明します。この業務ですが、マイナンバー制度の本格稼働に伴うセキュリティ対策として現在進めておりますネットワークの分離に関する業務内容になります。現在同じネットワーク上で運用しております行政用の業務と学校に関する業務について、これもネットワークの分離が求められております。そこで分離をするものでありまして、今回の業務により構築するネットワーク上では教育委員会が所管する図書ネットワークシステムと学校用のグループウェアの2つのシステムを運用する予定であります。

続けて4番目、工事請負費を説明いたします。こちらは本庁舎と総合支所に関するマイナンバー制度の本格稼働に伴うネットワーク分離に関する工事内容になります。現在基幹系、情報系の2つのネットワークで運用しておりますが、このうち基幹系を個人番号利用系に、情報系をL G W A N系とインターネット系と3つのネットワークに再分類いたします。

既存の2つのネットワークはL A Nケーブルとケーブルを集線または分岐をするハブという機器で構成されています。これらの機器類は対応年数がおおむね7年程度とされておりますが、既に設置後10年以上が経過しており、現状では故障した部品に限り予備品と交換している状況です。

このため、将来的なことも考慮し、また今回の機構改革に伴う机の再配置等によりますネットワークの再構築にあわせ、L A Nケーブル、機器類とも新たに整備することにしたものです。さらにインターネット系のネットワークについては無線L A N設備を利用したネットワーク構成とし、本庁舎、総合支所とも事務スペースを含む全ての会議室においてインターネット接続を可能とするものです。

以上、情報政策からです。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） 5番目の御質問、戸籍住民基本台帳費の補正でございます。

まず1点目の質問、利用件数はどうかという御質問でございますけれども、コンビニ交付は開始時期が平成29年、年が明けた1月16日から開始予定ということでございますので、現在利用件数はございません。今後の利用件数の予測はどうかということでございますけれども、現在のところ件数の予測については立てておりませんが、この住民票や住民印鑑証明などは年末年始を除いて朝6時半から夜11時まで発行できることから、町民にとっての利便性は非常に高いというふうに考えております。

2点目のコンビニへの支払いはどうなるのかということでございますけれども、コンビニへの支払いは証明書1通当たり123円を委託手数料として支払うものでございます。手数料の精算処理の方法につきましては、コンビニ事業者は利用者から収納した金額から委託手数料を差し引いた金額をJ-LIS、地方公共団体情報システム機構を通じて地方公共団体へ支払うということになってございます。当町においては歳入の部の12款の使用料及び手数料、2項の手数料、1目総務手数料の2節から4節、手数料として受け入れる予定となっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは質問にお答えします。

まず1つ目、改修費の改修内容でございますが、間仕切りの変更、それから床材の張り替え等の内装工事、それと使用不能老朽化した電気設備、機械設備の取り替え補修工事。また外壁材とか屋根の補修も見込んでございます。

2つ目の御質問で、工事費の概算でございますが、約3,000万円を見込んでございます。設計金額につきましては、国土交通省告示第15号により算出をいたしました。

最後の質問ですけれども、国の補助金でございますが、先ほども申し上げましたとおり補助率は対象経費の2分の1でございます。ですので約1,200万、先ほど1,200万と申し上げたつもりだったのですが、1,200万円ほど見込んでございます。なお、県の補助金はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 観光費の今回の489万4,000円の測量設計業務委託料の御質問ですが、6月補正で上げました現在実施しております4,500万の工事請負費の場所と全く別のところでございまして、489万4,000円の業務委託料は吊り橋のほうへ降りていく、ちょっと狭い遊歩道の今後の手当てとしての設計委託ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは10款の御質問でありますけれども、中川根教職員住宅の改修工事ですけれども、雨漏り、風呂、トイレという御指摘がありましたけれども、トイレは今回やっておりません。今回は雨漏り修繕と風呂場修繕で合計で223万円ほどで工事を行ったものであります。

この防水工事につきましては、議員の方々にも視察をしていただいて、そのときに緊急修繕が必要だということでやらせていただいたものでありますけれども、食堂と厨房上部のベランダの防水シーリング、これによって現在もちろん雨漏りは止まっております。風呂場に

つきましては、特に風呂おけが非常に不快感というか老朽化があったものですから、風呂場を風呂おけを修繕をして、今回不快感というのはなくなったということで判断をしております。トイレにつきましては来年度予算要求をさせていただいて、現状普通というか生活上、温水洗浄機付の便座、これに改修をしたいという予定でありますほか、老朽化しています備品類、例えばテレビがまだブラウン管であります。それから冷蔵庫でありますとか電子レンジ等の備品もかなり古くなっておりますので、そちらもあわせて予算要求をさせていただいて購入をさせていただく予定であります。

また、今回の改修工事によりまして快適になったかどうかという御質問でありますけれども、そもそもがこの建物が非常に老朽化ということがありますので、快適という部分では入居者の感じ方はそれぞれだと思っております。ただ、今回の改修工事にあわせまして来年度当初予算で要求をさせていただくトイレ改修とか備品整備が終了すれば、基本的な生活のための不便さというのは解消されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

— ◇ —

◎日程第11 議案第64号 平成28年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第64号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって議案第64号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第65号 平成28年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第65号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第66号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第1号)

○議長(太田侑孝君) 日程第13、議案第66号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によっておこないます。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第67号 平成28年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月16日午前9時、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時55分